

第5回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和3年10月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 南部部長・遠藤副部長・久米寛治委員・岡部委員・幸田委員・中村委員・久米博委員・森委員・吉岡委員・阪井委員・竹内委員・久積委員・山本委員・高谷委員・尾崎委員・井出委員・植田委員・西野委員
- 欠席委員 厚田委員
- 松江局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 議案書の訂正を申し上げます。
議案書の4ページをお開きください。第3号議案No.9、権利の種類が「賃貸借権」となっておりますが、申請者に確認したところ「使用貸借権」でしたので、訂正をお願いします。
- 南部部長 (部長挨拶)
それでは第5回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は長生地区の久積委員と大野地区の山本委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法の規定による許可申請の取下(取消)について(3条)
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第5号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。
- 久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区今回議案はございません。
- 南部部長 それでは福井地区からご報告します。福井地区は10月20日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡部委員

それでは橘地区からご報告します。橘地区は10月20日に福井公民館にて椿地区、福井地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長

次に、新野地区申し上げます。

中村委員

それでは新野地区からご報告します。新野地区は10月19日に新野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長

次に、桑野地区申し上げます。

森委員

それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は10月21日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、取下としました。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 次に、見能林地区お願ひします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は10月22日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 次に、富岡地区お願ひします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は10月22日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 次に、宝田地区お願ひします。

竹内委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は10月22日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の11ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひしま

す。

南部部長 次に、長生地区お願いします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は10月20日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の12ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、中野島地区お願いします。

遠藤副部長 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は10月20日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の14ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、大野地区お願いします。

山本委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は10月19日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の18ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、加茂谷地区お願いします。

高谷委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は10月21日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は10月20日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の19ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は10月20日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の19ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、

許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願ひます。

幸田委員 第5号議案、利用権の設定について、中間管理となっているNo.31～No.33とNo.50の違いを教えてください。

事務局 No.31～No.33については通常の利用権の設定で、No.50については黒地地区で進められている中間管理事業による圃場整備によるものです。

幸田委員 第5号議案、利用権の設定について、No.31～No.33は同じ借受人ですが、期間が5年と10年になっているが、5年の場合、経営転換協力金が貰えないのでは。

事務局 担当課に確認したところ、当該地区は経営転換協力金や地域集積協力金が貰える対象地区にはなっていない。5年と10年になっているのは、それぞれの所有者と借受人との間で決定されたことです。

南部部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

松江局長 報告します。第5回農地部定例会議案については、第2号議案No.1については取下、その他については承認です。

南部部長 ただいま事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

南部部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

幸田委員 私が担当する地区で、隣接地に太陽光発電施設がでたことで、もし所有地で草刈りをしているときに、石がパネルにあたり破損させた場合どうなるのかと、隣接地の所有者に尋ねたところ、弁償してもらおうと言われたので、お

ちおちと草刈りができないと相談がありました。かなり前には隣接同意を貰っていたが、こういうことであれば、また隣接同意を貰うようにした方が良くはないか。

事務局 隣接同意については、それが貰えないとの理由で転用の許可を妨げることができないので、現在は貰っておりません。そのため、転用者には転用することによって生ずる付近の土地等への被害防除対策については、申請書や事業計画書に記載してもらっているところです。今後、相談されたようなことが生じた場合は、双方が話し合い解決いただくしかないと思います。

幸田委員 この度のような相談事例が他の農業委員会でないか聞き取りをお願いします。

南部部長 他にないですか。ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局

- ・第2回推進部定例会の報告
- ・第3者が行う市民農園（貸農園）について説明
- ・報酬費受領書への押印について説明

南部部長 以上をもちまして、第5回農地部定例会を閉会いたします。次回は、11月25日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会